

# 令和5年度 特別支援に係る留意事項

## 1 申込に当たって

- (1) 勤改センターが特別支援として支援を行う取組の主体は医療機関であり、勤改センターが派遣するアドバイザーは当該医療機関の補佐的な立場です。このため、当該医療機関側では、医師を含む多職種で構成する推進組織を設置して、勤改センターのアドバイザーのアドバイス等を参考に、自主的・主体的・積極的に考え、医療勤務環境改善に取り組む必要があります。
- (2) 医療機関の管理者と職員が前記(1)を十分に理解し、当該医療機関における目的を共有して取り組まなければ良い成果を得ることは難しいため、申込には必ず管理者の了承を得てください。また、特別支援の対象に選定された場合には、医療勤務環境改善マネジメントシステムを用いるなどして、医療機関内での職員の意識の醸成を図る必要があります。
- (3) 特別支援は労働基準法等の違反を指摘することが目的ではありません。したがって、勤改センターに提出された資料や知り得た情報を労働基準監督署へ通報することはありません。

## 2 支援に関して

- (1) 医療機関に対する特別支援の期間は令和6年3月までとし、具体的な到達点は医療機関と相談のうえ決定します。
- (2) 取組を効率的に進めるため、医療機関は推進組織を設け、勤改センターは推進組織のサポートを通して医療機関の支援を行います。そのため、アドバイザーは推進組織の会議への参加などを求めることがあります。
- (3) 医療機関への支援は、出来るだけ有効かつ効率的なものとなるよう、月に1回程度アドバイザーが訪問し、進捗状況を把握しながら適切なアドバイス(必要な場合はZoom等を活用)を行います。
- (4) 職員が一丸となって勤務環境改善に取り組む上で、関係する職員に対する説明会の開催は必須であると考えています。その際、勤改センターが講師役を務めるなど実施の支援を行います。
- (5) 取組の進捗状況については、原則として、勤改センターが提示するフォーマットで報告いただきますが、場合によって、医療機関内で検討したことがわかる資料(例えば推進組織の議事録等)の提出で代える場合があります。